

熊取事業所第5次設工認（審査会合）指摘事項対応整理表（R3/6/17）

本資料は、1回目補正の説明資料（H-21019，令和3年6月3日）の補足資料である。

番号	規制庁ご指摘事項	回答／対応	反映箇所
0-1	第2加工棟の溢水による損傷の防止の設計対象となる地下ピット、大型搬入口扉の記載において、構造、強度について記載漏れが発生している。この部分の設計については、3/11の第4次設工認の3回目補正にて記載された内容である。	第5次設工認の対象の建物のうち、第1種管理区域を設定している第1廃棄物貯蔵棟については、第4次設工認の補正内容を水平展開し、地下ピットなど溢水による汚染拡大を防止する機能を有する部位は漏れなく記載する。 なお、第3廃棄物貯蔵棟には溢水源がなく、発電機・ポンプ棟には汚染源はない。 上記の対応については溢水に限定せず、技術基準規則の各条項に水平展開する。	第1廃棄物貯蔵棟 別表ト-W1建-1-5 第1廃棄物貯蔵棟（既設）材料一覧（P1072） 図ト-W1建-21（1） 第1廃棄物貯蔵棟 溢水による損傷の防止（1階・中2階）（P1381） 図ト-W1建-22（4） 第1廃棄物貯蔵棟 地下貯槽ピット 配置図（P1386） 図ト-W1建-22（5）（6） 第1廃棄物貯蔵棟 地下貯槽ピット 配置図（P1387、P1388） 各事象の防護境界の図面への明示（P1348～1392） 添2表1-3-1 第1廃棄物貯蔵棟の各部位が有する安全機能（P2432～P2440） 第3廃棄物貯蔵棟、発電機・ポンプ棟についても、各事象の防護境界を図面に明示し、添2表1-3-2、添2表1-3-3に整理した。
0-2	第2加工棟は4階建てになっているが、各階において基準となる床レベルの記載がなく、部分的にレベル差の有無が（第4次設工認に）記載されていない。 このため、第5次設工認で第2加工棟に設置する設備機器の溢水防護設計において核燃料物質を溢水より高い位置で取り扱うとした設計を確認するための基準が明確となっていない。	第5次設工認においては、第1廃棄物貯蔵棟の第1種管理区域内に床面のレベル差があるため、これらについては平面図や溢水関係の図面にレベル差があることを明記する。	図ト-W1建-1 第1廃棄物貯蔵棟 平面図（1階・中2階）（P1343）他 図ト-W1建-21（1） 第1廃棄物貯蔵棟 溢水による損傷の防止（1階・中2階）（P1381）
0-3	臨界防止の設計について、臨界安全管理上の領域を区分する臨界隔離壁としていた大型搬入口扉を、第4次設工認の途中で設計変更して、開口部として取り扱うこととしている。第5次設工認申請書における複数ユニットの評価において、説明すること。	設計変更により開口部とした大型搬入口扉を含め、臨界隔離壁上の開口部の臨界安全評価における取扱いは付属書類にて説明する。	付属書類1 核燃料物質の臨界防止に関する基本方針書（P2857）

番号	規制庁ご指摘事項	回答／対応	反映箇所
0-4	加工事業変更許可申請書に記載されている第2加工棟の発信機の申請がされていない。第4次設工認の段階において、許可からの変更点を説明した書類にも記載されていない。第5次設工認の段階でも申請されていない。	第2加工棟の発信機は、第4次設工認の補正で{8009-5}火災感知設備 自動火災報知設備(感知器)として申請した。第5次設工認で申請する建物では、加工事業変更許可申請書に示すとおり第1廃棄物貯蔵棟と第3廃棄物貯蔵棟に発信機を設置しており、各建物の仕様の{8009-2}火災感知設備 自動火災報知設備(感知器)、{8009-3}火災感知設備 自動火災報知設備(感知器)に記載する。 第3次設工認の第1加工棟では、発信機は設置しているが申請していなかったため、第5次設工認の補正で、第1加工棟の追仕様表には記載せずに、その他の加工施設の仕様表に第1加工棟の{8009-5}火災感知設備 自動火災報知設備(感知器)として、発信機を記載する。	第2加工棟以外の建物の発信機は第5次の補正で盛り込んでおり、下記に示す。 発信機のように許可に記載があるが設工認で申請から漏れていた設備は、他には無いことを確認した。 第1廃棄物貯蔵棟 表ト-W1建-1 第1廃棄物貯蔵棟 仕様(P1061) 第3廃棄物貯蔵棟 表ト-W3建-1 第3廃棄物貯蔵棟 仕様(P1157) 第1加工棟 表リ-他-1 建物、設備・機器の付属設備、周辺監視区域内に配置する緊急設備等 仕様(P1813) 技術基準規則への適合性の説明 添付書類2 加工施設の技術基準に関する規則への適合性に関する説明書 技術基準規則への適合状況の説明(P2538、P2539)
0-5	連続焼結炉において可燃性ガスが爆発した際の圧力逃がし機構が申請されているが、その設計条件である爆発力や圧力逃がし機構の作動圧力が、申請書に具体的に記載されていない。機能、性能に係る設計について、記載不足が生じている。	第5次設工認第1回目補正申請の時点において、下記の考えに基づき記載を行っている。 連続焼結炉 No.2-1の圧力逃がし機構は、技術基準の14条3項(内部飛来物の発生防止)の要求として整理し仕様表に記載するとともに図ハ-2P設-13-1(4)にて設置箇所を示している。また、機能・性能については、付属書類8-2において設計の基本方針を示すとともに添付説明書2-1にて想定爆発圧力の算定とこれに対する炉殻及び固定ボルトの強度、爆風圧による飛散物の有無、並びに吹き出し量の妥当性の評価の詳細を示している。 なお、連続焼結炉の圧力逃がし機構は、バネ式の安全弁を使用しているが、弁の自重を浮き上がらせる程度の小さい圧力で作動する機構としており、所定の圧力で作動する設定は行っていない。	表ハ-2P設-13-1 連続焼結炉 No.2-1 仕様(P152) 図ハ-2P設-13-1(4) 連続焼結炉 No.2-1 プレヒート部、ハイヒート部及びチャンバー出口部(P376) 付属書類8-2 火災等による損傷の防止(爆発の発生防止及び火災等による影響を軽減する機能)に関する基本方針書(P3095) 付属書類8-2 添付説明書2-1(P3103~P3111)
0-6	第1加工棟の仕様表(追表)(追第3次表へ-2-1)において、第1加工棟の付属設備である消火栓の管理番号が変更されている。	既認可(第3次申請)の第1加工棟の仕様表では、第3次申請で仮移設する屋外消火栓{8012-3}の管理番号を記載していた。今回の第5次申請では、第3次申請で仮移設した屋外消火栓{8012-3}の管理番号は、確定仕様表の記載内容としては残らないと考えた上で当該記載を削除し、代わりに仮移設の状態から復旧し本設するために屋外消火栓に付与した管理番号{8012-2}を記載していたため、屋外消火栓の管理番号が先行申請の内容と異なる状況になった。今回の第5次申請の補正では、仕様表の記載をまず既認可(第3次申請)の状態に一旦戻した上で、確定仕様表の記載内容を描いて仕様表を構成し、当該箇所には下線を付して第5次申請の対象であることを明確にしている。	追第3次表へ-2-1 第1加工棟 仕様(P746、P748、P749、P750、P751、P755、P756、P757)

番号	規制庁ご指摘事項	回答／対応	反映箇所
0-7	第1加工棟の仕様表（追表）（追第3次表へー2-1）において、第1加工棟の付属設備である一部の扉（大型外扉）が追加されている。	当該大型外扉について、既認可（第3次申請）の仕様表では第1加工棟の建物本体に含めて申請していたため、申請対象施設かどうか不明確であった。当該施設は加工事業変更許可申請書に記載した安全機能を有する施設であり申請対象として明確にすべきものであることから、今回の第5次申請では、当該施設に管理番号を付与した上で、第1加工棟の仕様表（追表）に当該施設を追加している。ただし、当該施設の管理番号を仕様表には記載していないため、管理番号を追記する等補正して、確定仕様表の記載内容とする。	追第3次表へー2-1 第1加工棟仕様（P746、P757）
0-8	第1加工棟の仕様表（追表）（追第3次表へー2-1）において、第5次設工認の申請対象（変更箇所）には下線を引くべきであるが、引かれていないところがある。	第5次申請の対象とする箇所には下線を付して整理する。下線を引くべき箇所は、先行申請において次回以降の申請で適合性を確認する予定の範囲表（次回表）に記載していた技術基準に基づく仕様の部分とする。	追第3次表へー2-1 第1加工棟仕様（P746～P758）
0-9	後半申請で適合性確認を受ける計画としている第1ラインの設備・機器（一部の搬送設備）が、複数ユニットの配置全体図（図ハ-2P設-1（5））の中に含まれた記載となっている。2/9に届け出た変更後の加工事業変更許可における工事の計画と不整合がある。	指摘の設備は後半申請で適合性確認を受けることとしており、現状の記載は不整合であるため、複数ユニットの配置全体図を修正する。	図ハ-2P設-1（5） 第2-2領域の複数ユニットの配置全体図（P266）
0-10	耐震設計、火災の影響、溢水影響に係る入力条件の追加が生じる全ての構築物、系統機器が認可申請の対象となる。特に既認可の建物、構築物、設備機器で改造工事を伴わない設計については、申請書の中に記載されていない事例が数多く確認されている。	地震力が強化された耐震設計に考慮した強度部材、火災区域（火災区画）に対する耐火時間等の整理、溢水の閉じ込め境界などについては、改造の有無にかかわらず、安全機能を有する部位（位置）を特定し、構造、強度にかかわる材料や寸法、耐火性能や止水性能について整理する。	建物・構築物に関する申請部分全体。 第1廃棄物貯蔵棟 別表ト-W1建-1-5 第1廃棄物貯蔵棟（既設）材料一覧（P1072、P1073） 別表ト-W1建-1-6 第1廃棄物貯蔵棟の各部位の仕様（P1074～P1079） 図ト-W1建-1～図ト-W1建-29（P1343～P1418） 添2表1-3-1 第1廃棄物貯蔵棟の各部位が有する安全機能（P2432～P2440） 第3廃棄物貯蔵棟、発電機・ポンプ棟についても、第1廃棄物貯蔵棟と同様に安全機能を有する部位を整理し記載した。

番号	規制庁ご指摘事項	回答／対応	反映箇所
0-11	<p>本申請及び第5次申請の設計及び工事の計画について、加工事業変更許可申請書に対応した設計及び工事の計画として申請されるべき建物・構築物及び設備・機器が申請されることとなっていること及び認可申請のうち最後の申請に係る審査において、加工事業変更許可申請書に基づく設計及び工事の計画として、全体を通じて申請されるべき全ての建物・構築物及び設備・機器が申請されていること。</p>	<p>加工事業変更許可申請書に基づく設工認申請として、全体を通じて申請する必要がある全ての施設について、申請していることを以下の項目で確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1)安全機能を有する施設の申請状況の確認 (2)技術基準での設置要求がある施設の申請状況の確認 (3)設備・機器の取合い部の申請状況の確認 (4)建物・構築物と設備・機器の取合い部の申請状況の確認 (5)加工事業変更許可申請書に示した安全評価のインプット条件となる施設の申請状況の確認 	<p>確認結果について、申請書にまとめて記載した説明資料がないことから、2回目補正申請で、確認結果をまとめた説明資料を添付書類として作成して補正する。</p>
0-12	<p>認可申請のうち最後の申請に係る設計及び工事の計画の認可申請の審査においては、加工施設全体が加工事業変更許可申請書に記載された基本的設計方針に従ったものであり、技術基準規則に適合するものであることが適切に評価されていること。</p>	<p>施設全体が、加工事業変更許可申請書に示した基本的設計方針に従っているとともに、加工施設の技術基準に適合するものであることを以下の項目で確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1)加工事業変更許可申請書に示した基本的設計方針の抽出漏れの確認 (2)加工事業変更許可申請書に示した基本的設計方針の展開漏れの確認 (3)事業許可の要求事項（基本設計方針）と加工施設技術基準への適合性の説明漏れの確認 (4)構内運搬と事業所外運搬の設計取合いの確認 (5)工事の方法についての確認 (6)貯蔵施設の最大貯蔵能力の確認 	<p>確認結果について、申請書にまとめて記載した説明資料がないことから、2回目補正申請で、確認結果をまとめた説明資料を添付書類として作成して補正する。</p>
0-13	<p>先行申請され認可した設計及び工事の計画がある場合には、本申請と設計上の不整合を生じていないこと。</p>	<p>先行申請され認可した設計及び工事の計画がある場合には、本申請と設計上の不整合を生じていないことを以下の項目で確認する。</p> <ul style="list-style-type: none"> (1)先行申請からの変更についての確認 (2)臨界の領域区分 (3)内部溢水 (4)インターロック・警報 (5)遮蔽 	<p>確認結果について、申請書にまとめて記載した説明資料がないことから、2回目補正申請で、確認結果をまとめた説明資料を添付書類として作成して補正する。</p>